

津市告示第 2 4 2 号

津市市税条例（平成 1 8 年津市条例第 7 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入（以下「申告等」という。）に関する期限を次に掲げる地域の住所又は主たる事務所若しくは事業所を所有する者については、延長するので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 2 6 日

津市長 前 葉 泰 幸



1 延長に係る地域

都道府県名	指定地域
熊 本 県	八代市 宇土市 宇城市 八代郡氷川町

2 延長等に係る申告等

令和 8 年 7 月 2 8 日以降に期限が到来する申告等

3 延長後の期限

別途告示で定める日